

特定教育・保育施設の利用定員の設定（変更）について

《用語説明》

1号…保育を必要としない3歳以上の幼児 2号…保育を必要とする3歳以上の幼児
3号…保育を必要とする3歳未満の乳幼児

認可定員…認可の申請(変更)の際に北海道が定める定員
利用定員…施設型給付費の単価の基準となるもので認可定員の範囲内で小樽市が定める定員

1 利用定員変更の申出【報告】 1件

(1) 事業者からの協議内容

1つの保育園より、以下のとおり令和5年4月からの利用定員の変更（減少）について申出があった。

・日本赤十字社小樽保育所

利用定員90名に対し、過去3年間の入所児童数は90名を下回っている状況にあり、今後も入所児童数の減少は避けられない見込みであることから、定員数を20名減少するもの。

区分	3号			2号			1号			合計
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	3歳	4歳	5歳	
現在の利用定員	6	9	15	20	20	20				90
R1年度～R3年度 平均入所児童数	11	11.7	12	12	15	14.3				76.0
R4.12.1現在 入所児童数	8	13	10	15	7	14				67
変更後利用定員	6	9	10	15	15	15				70
利用定員増減	0	0	△5	△5	△5	△5				△20

(人)

(2) 申出内容の確認

今回、利用定員の変更協議の申し出のあった、1保育園については定員数の減であり、2号定員が15名の減、3号定員が5名の減となった。本市は教育・保育の需要量の見込みに対する定員の確保方策については、全市域で確保することとしており、全体に対しての確保方策に影響はないことから、事業者からの申出のとおり利用定員の設定を行う。利用定員の減少については、子ども・子育て支援法上、変更日から3か月前の届出を要することから、届出については受理済みである。なお、利用定員については、国の通知において恒常的に定員を超過する場合には見直しが求められていることから、恒常的に超過することが見込まれる施設は、適正な調整に努めるよう求めている。

(参考) 令和5年4月からの市内保育園等（認定こども園の2,3号含む）の利用定員

	施設数	利用定員(人)		利用定員 の増減	内訳	
		R5.2.1現在	R5.4.1以降		第1回子ども・子育て会議	今回
2号認定	27	834	840	+10	さくら幼稚園 2号 +27 3号 +13	日本赤十字社 小樽保育所 2号 △15 3号 △5
3号認定		635	639		龍徳保育園 2号 △6 3号 △4	
合計	27	1,469	1,479			